

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年7月5日（平成29年（行情）諮問第283号）

答申日：平成29年9月26日（平成29年度（行情）答申第246号）

事件名：特定の行政文書開示請求に対し，補正を依頼するときに郵送した文書以外に対応した内容を記載した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定課が別紙開示請求に対応した内容を記載した文書」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年2月23日付け28受文科総第2230号による不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る対象文書について

本件に係る開示請求は，「特定課が別紙開示請求に対応した内容を記載した文書」として，平成28年12月26日付けで「新しく学校教育法が施行された後において旧の学校教育法を業務として使用することができる」と判断している教育委員会名がわかる文書」（以下「別件開示請求書」という。）の文書を特定するための補正依頼の文書が添付されていたことから，「「新しく学校教育法が施行された後において旧の学校教育法を業務として使用することができる」と判断している教育委員会名がわかる文書」の開示請求に対し，請求内容を開示請求者に文書特定のために補正を行ったときに郵送した文書以外に対応した内容を記載した文書」の開示を求めるものであり，請求に係る文書を作成しておらず，保有していないため，

法9条2項の規定に基づき、不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人から、不開示決定処分の取消しを求める審査請求がなされたところである。

2 本件対象文書の特定について

審査請求人は別件開示請求書と特定するための補正依頼の文書を作成するにあたり、何らかの検討資料等が存在するとして開示請求がなされたものと考えられる。

今回補正依頼の文書を作成するにあたり、別途文書を作成することなく補正依頼の文書を作成したので、本件対象文書の作成も保有もしていない。

なお、今回審査請求を受け、改めて今回開示請求のあった内容について倉庫等で対象となる文書を探したが該当する文書は見当たらなかった。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」と主張しているが、以上で述べたとおり、本件対象文書に合致する文書は存在せず、不開示決定としたことは妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月4日 審議
- ④ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、検討する。

2 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求に係る開示請求書を確認すると、「請求する行政文書の名称等」欄には「特定課が別紙開示請求に対応した内容を記載した文書」と記載されており、また、同請求書に添付された「別紙」を確認すると、特定の行政文書開示請求に対し、文書を特定するための補正依頼の文書（以下「本件求補正書」という。）であって、名宛人として審査請求人の氏名が明記されていることが認められる。

そうすると、本件開示請求は、本件求補正書の添付により、個人（審査請求人）の氏名を明示し、当該個人が行った特定の行政文書開示請求について文書を特定するための補正依頼がなされたことを前提として、その補正依頼に関連する文書（本件対象文書）について法に基づき開示

することを求めるものであり、本件対象文書の存否を答えることは、審査請求人が行った特定の行政文書開示請求について文書を特定するための補正依頼がなされたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、本件求補正書で明示された特定の個人（審査請求人）を識別することができるものと認められ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

- (2) 本件開示請求については、上記(1)のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司